

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 22 年 11 月
特許庁

1. 改正の必要性

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty。以下「PCT」という。）に基づく実施細則（以下「PCT 実施細則」という。）に定める国際予備審査請求書の様式が改正されたことに伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）に規定する国際予備審査請求書（様式第 21、第 21 の 2）の様式について、これに適合するように所要の改正を行う。

2. 改正の概要

PCT 実施細則に定める国際予備審査請求書の様式第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄において、国際事務局又は国際予備審査機関が行う国際出願に関する通知に関し、電子メールのみにより送付することを国際予備審査の請求人が承認するための記載欄が設けられた。

これに伴い、国際出願法施行規則に定める国際予備審査請求書の様式第 21 及び様式第 21 の 2 について、それぞれの様式第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄において、「電子メールの使用の承認」（電子メールの使用を承認する旨及び電子メールのアドレス）の欄を追加する。

なお、電子メールを使用した通知については、国際出願の願書の様式において、出願人等の「電子メールの使用の承認」の欄が設けられている。今回の国際予備審査請求書の様式改正は、これと同様の措置を講じるものである¹。

3. 公布及び施行期日

公布日 平成 22 年 11 月 10 日
施行期日 公布の日

¹ 特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年経済産業省令第 35 号）により、国際出願の願書様式を改正し、「電子メールの使用の承認」の欄が設けられている。